

変更後	変更前
<p>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</p> <p>1 森林整備の現状と課題 (前略)</p> <p>本市の面積は、666.03 平方キロメートル、東西 24.88 キロメートル、南北 48.63 キロメートルで、森林面積 550.27 平方キロメートルと、本市全域の 83%が山林（うち人工林が 74%）で形成され、その多くがスギを主体とした人工林で占められており、この森林資源を背景に古くから素材生産、加工、流通といった林業・木材産業が発展した地域である。</p> <p>本市のスギ・ヒノキの人工林の多くが戦後の拡大造林期に植栽されており、利用期を迎えた 8 齢級（36 年生）以上の面積が全体の 77%を占め、特に 11～14 齢級に著しく偏った齢級構成となっており、利用期を迎えた人工林資源の充実と国産材需要の増加に伴い素材生産力が高まっている。一方で、大分県では、資源の充実とともに増加している大径材の活用促進や地域材の需要拡大等を目標に掲げており、本市においても、製材工場における大径材に対応した機械・施設整備の促進や日田材の需要拡大・販売体制の強化などに取り組む必要がある。</p> <p>こうした中、花粉発生源への対策、早生樹等の導入による偏った人工林の齢級構成の平準化、素材供給量や将来の資源量の確保をはかるため、一定量の主伐・再造林を進めることが必要である。併せて、適切な規模、方法による伐採作業や、路網整備等による低コスト化を図ることでの再造林経費の軽減と林業従事者の担い手確保により、着実な再造林を推進していくことで、水源の涵養、温室効果ガスとなる二酸化炭素の吸収、土砂流出防止等の森林の有する公益的機能を将来にわたり最大限に発揮させていくことが重要である。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</p> <p>1 森林整備の現状と課題 (前略)</p> <p>本市の面積は、666.03 平方キロメートル、東西 24.88 キロメートル、南北 48.63 キロメートルで、森林面積が 550.39 平方キロメートルと、本市全域の 83%が山林（うち人工林が 75%）で形成され、その多くがスギを主体とした人工林で占められており、この森林資源を背景に古くから素材生産、加工、流通といった林業・木材産業が発展した地域である。</p> <p>本市のスギ・ヒノキの人工林の多くが戦後の拡大造林期に植栽されており、利用期を迎えた 8 齢級（36 年生）以上の面積が全体の 7 割以上を占め、特に 10～13 齢級に著しく偏った齢級構成となっている。一方で、大分県では、令和 6 年度の年間素材生産量を 160 万 m³に増大させる目標を掲げており、本市においても、製材工場の施設整備等に伴う素材消費量の増加や、木質バイオマス発電用等の需要が見込まれるなど、市内での素材生産量を拡大していく必要がある。</p> <p>こうした中、花粉発生源への対策、偏った人工林の齢級構成の平準化、素材供給量や将来の資源量の確保をはかるため、一定量の主伐を進めることが必要である。併せて、適切な規模、方法による伐採作業や、路網整備等による低コスト化を図ることでの再造林経費の軽減と林業従事者の担い手確保により、着実な再造林を推進していくことで、水源の涵養、温室効果ガスとなる二酸化炭素の吸収、土砂流出防止等の森林の有する公益的機能を将来にわたり最大限に発揮させていくことが重要である。</p> <p>2～3 (略)</p>

II 森林の整備に関する事項

第1 (略)

第2 1～3 (1) (略)

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
7、9、16、18、34、35、36、38、39、43、46、48、49、52、53、55、56、60、66、69、73、74、77、78、88、89、91、94、95、109、110、114-116、119、128-131、148、153、162、166、168、169、177、184、187、197、213、215、219-222、229、230、232、233、235、236、240、242、243、244、246、251、256-258、260、265、274、279、280、289、291、293、296、303、311-315、318、319、322、325、326、329、336、337、339-342、344、345、350、351、353-361、363-365、366、367-374、376-378、380、381、394、395、398-400、402、406、407、408、409、411-415、419-423、426-429、436、437、440-445、447、448、449、450、451、452、456、458-463、469-471、478、494、512、516、525、529、532、534、546、547、561、565、569-571、574、585、593、594、596、598、600、602、604、606、615、616、621、625、627、632-635、637、639-647、650、652、653、675、677、678-680、683、685、687、694、701、743、745、762、766、782、790、791、793、796、797 林班の一部.	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林の人工林

4～5 (略)

第3～第5 1 (略)

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1)

【別表1】

II 森林の整備に関する事項

第1 (略)

第2 1～3 (1) (略)

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
7、9、34、35、36、38、39、43、46、48、49、52、53、55、56、60、66、69、73、74、77、78、88、89、94、95、109、110、114-116、119、128-131、148、153、162、166、168、169、177、184、187、197、213、215、219-222、229、230、232、233、235、236、240、242、243、244、246、251、256-258、260、265、274、279、280、289、291、293、296、303、311-315、318、319、322、325、326、329、336、337、339-342、344、345、350、351、353-361、363-365、366、367-374、376-378、380、381、394、395、398-400、402、406、407、408、409、411-415、419-423、426-429、436、437、440-445、447、448、449、450、451、452、456、458-463、469-471、478、512、516、525、529、532、534、546、547、561、565、569-571、574、585、593、594、596、598、600、602、604、606、615、616、621、625、627、632-635、637、639-647、650、652、653、675、677、678-680、683、685、687、694、701、743、745、762、766、782、790、791、793、796、797 林班の一部	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林の人工林

4～5 (略)

第3～第5 1 (略)

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1)

【別表1】

区分	森林の区域	面積 (ha)	区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源涵養保安林)	1. 3. 4. 13-18. 21. 23-26. 28-34. 36-38. 40. 41. 46 . 48. 50. 51. 54-66. 68-77. 80-83. 86. 87. 91. 93. 94. 96-102. 105. 106. 113-115. 117. 120. 122. 123. 125. 126. 137. 139. 141-143. 145. 147. 148. 149. 150-152. 155. 156. 157. 159. 160. 162. 163. 171. 185. 192. 194. 205. 214. 215. 222-228. 232. 234. 235 . 237. 238. 249-251. 254. 255. 261-266. 273-286. 289. 291. 292. 294-296. 297. 299. 302. 303. 305. 306-312. 314-320. 323. 326. 327-335. 341-344. 349. 356. 357. 359-362. 364. 366. 367. 370. 371. 374 -377. 380-384. 386. 387. 390-392. 394-396. 398-410. 415. 423-427. 430-437. 439-448. 450-456. 458. 459. 461. 465-468. 470-512. 514-561. 588-591. 593. 601. 602. 605. 608. 615. 617-619. 625. 636 -640. 642. 643. 656. 657. 660. 661. 663. 677. 698. 733. 768. 772-775. 790-793. 795. 797林班の一部 (ただし、クヌギ林、コナラ林については、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とする。)	18,079.72	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源涵養保安林)	1. 3. 4. 13-18. 21. 23-26. 28-34. 36-38. 40. 41. 46 . 48. 50. 51. 54-66. 68-77. 80-83. 86. 87. 91. 93. 94. 96-102. 105. 106. 113-115. 117. 120. 122. 123. 125. 126. 137. 139. 141-143. 145. 147. 148. 149. 150-152. 155. 156. 159. 160. 162. 163. 171. 185. 192. 194. 205. 214. 215. 222-228. 232. 234. 235 . 237. 238. 249-251. 254. 255. 261-266. 273-286. 289. 291. 292. 294-296. 297. 299. 302. 303. 305. 306-312. 314-320. 323. 326. 327-335. 341-344. 349. 356. 357. 359-362. 364. 366. 367. 370. 371. 374 -377. 380-384. 386. 387. 390-392. 394-396. 398-410. 415. 423-427. 430-437. 439-448. 450-456. 458. 459. 461. 465-468. 470-512. 514-561. 588-591. 593. 601. 602. 605. 608. 615. 617-619. 625. 636-640. 642. 643. 656. 657. 660. 661. 663. 677. 733. 768 . 772-775. 790-793. 795. 797林班の一部 (ただし、クヌギ林、コナラ林については、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とする。)	18,020.70
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(土砂流出・土砂崩壊防備保安林及び附属資料(11)記載の森林)	7. 9. 16. 18. 34. 36. 38. 39. 43. 46. 48. 49. 52. 53. 55. 56. 60. 66. 69. 73. 74. 77. 78. 88. 89. 91. 94. 95. 109. 110. 114-116. 119. 128-131. 143. 148. 153. 162. 166. 168. 169. 177. 184. 187. 197. 213. 215. 219-222. 229. 230. 232. 233. 234. 235. 236. 240. 242 . 243. 244. 246. 251. 256. 258. 260. 265. 274. 279 . 280. 289. 291. 293. 296. 303. 311-315. 318. 319. 322. 325. 326. 329. 336. 337. 339-342. 344. 345. 350. 351. 353-361. 363-365. 366. 367-374. 376-378. 380. 381. 394. 395. 398-400. 402. 405. 406. 407 . 408. 409. 411-415. 419-423. 426-429. 436. 437. 440-445. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 456. 458-463. 469-471. 478. 494. 512. 516. 518. 519. 525. 529. 532. 534. 541. 546. 547-550. 555. 559. 561. 565 . 569-571. 574. 582. 583. 585. 593. 594. 596. 598. 600. 602. 604. 606. 615. 616. 621. 625. 627. 632-635. 637. 639-647. 650. 652. 653. 675. 677. 678-680. 683. 685. 687. 694. 697. 701. 705. 708. 743. 745 . 762. 766. 782. 790. 791. 793. 796. 797. 30. 32. 71 7. 668林班の一部 特に、河岸浸食等により流木の発生の危険性が高い森林については、次の森林の区域とする。	3,122.17	土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(土砂流出・土砂崩壊防備保安林及び附属資料(11)記載の森林)	7. 9. 16. 34. 36. 38. 39. 43. 46. 48. 49. 52. 53. 55. 56. 60. 66. 69. 73. 74. 77. 78. 88. 89. 94. 95. 109. 110. 114-116. 119. 128-131. 143. 148. 153. 162. 166 . 168. 169. 177. 184. 187. 197. 213. 215. 219-222. 229. 230. 232. 233. 234. 235. 236. 240. 242. 243. 244. 246. 251. 256-258. 260. 265. 274. 279 . 280. 289. 291. 293. 296. 303. 311-315. 318. 319. 322. 325. 326. 329. 336. 337. 339-342. 344. 345. 350. 351. 353-361. 363-365. 366. 367-374. 376-378. 380. 381. 394. 395. 398-400. 402. 405. 406. 407 . 408. 409. 411-415. 419-423. 426-429. 436. 437. 440-445. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 456. 458-463. 469-471. 478. 512. 516. 518. 519. 525. 529. 532. 534. 541. 546. 547-550. 555. 559. 561. 565 . 569-571. 574. 582. 583. 585. 593. 594. 596. 598. 600. 602. 604. 606. 615. 616. 621. 625. 627. 632-635. 637. 639-647. 650. 652. 653. 675. 677. 678-680. 683. 685. 687. 694. 697. 701. 705. 708. 743. 745 . 762. 766. 782. 790. 791. 793. 796. 797. 30. 32. 71 7. 668林班の一部 特に、河岸浸食等により流木の発生の危険性が高い森林については、次の森林の区域とする。	3,114.79
		9.86			9.86

(2) (略)

【別表2】(略)

3 その他必要な事項

第5の1及び2で定める森林施業の方法の他、本市独自で定める施業方法として、別表3の区域の森林は、「標準伐期齢×2-10」以上の林齢で主伐を行うこととする。

また上記の他、長伐期施業を推進すべき森林を別表4のとおりとする。

【別表3】(略)

【別表4】

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
長伐期施業を推進すべき森林	260 林班の一部	10.24

【別表4】に定める長伐期を推進すべき森林は、当該林班の県民有林のうち、長伐期施業を行っている森林とする。

第6～第8 1～2 (略)

3 作業路網の整備に関する事項

(1) ア (略)

イ 基幹路網の整備計画

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置(字、林班等)	路線名	延長(m) 及び 箇所数	利用 区域 面積 (ha)	前半5 カ年の 計画箇 所	対図 番号	備考
(前略)									
〃	〃	〃		山犬線	1,210	75	○	138	
〃	〃	〃		平野合鶴線	1,200	50	○	140	
		計		41路線	55,830	2,511			

ウ (略)

(2)～4 (略)

第9 (略)

(2) (略)

【別表2】(略)

3 その他必要な事項

第5の1及び2で定める森林施業の方法の他、本市独自で定める施業方法として、別表3の区域の森林は、「標準伐期齢×2-10」以上の林齢で主伐を行うこととする。

【別表3】(略)

(新設)

第6～第8 1～2 (略)

3 作業路網の整備に関する事項

(1) ア (略)

イ 基幹路網の整備計画

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置(字、林班等)	路線名	延長(m) 及び 箇所数	利用 区域 面積 (ha)	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
(前略)									
〃	〃	〃		山犬線	1,210	75	○	138	
		計		40路線	54,690	2,461			

ウ (略)

(2)～4 (略)

第9 (略)

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 1 (略)

2 その他必要な事項

該当区域内における被害防止対策の実施状況については、必要に応じて、鳥獣害対策関連事業、有害鳥獣捕獲許可等の関係書類などのほか植栽木の保護措置の調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で施業を行う林業事業者や森林所有者からの情報収集等により確認を行うものとする。

別表5

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
シカ	1～3, 10～69, 78～81, 86～96, 100～154, 157, 159, 168～170, 176, 180～216, 218～237, 242～244, 246～251, 253～255, 266, 273, 275～278, 282, 317～321, 324～374, 376, 377, 381. 383～423, 427～437, 439, 441～447, 453～457, 459～468, 470, 478～503, 506, 512～520, 522～531, 536～540, 543～564, 567, 582～587, 597～608, 621, 624, 625, 643, 648, 655～662, 669, 671～696, 703～730, 737～741, 743, 748～752, 755～760, 769, 772～774, 778～785, 797	45, 892. 11

第2 (略)

Ⅳ～Ⅴ (略)

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 1 (略)

2 その他必要な事項

該当区域内における被害防止対策の実施状況については、必要に応じて、鳥獣害対策関連事業、有害鳥獣捕獲許可等の関係書類などのほか植栽木の保護措置の調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で施業を行う林業事業者や森林所有者からの情報収集等により確認を行うものとする。

別表5

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
シカ	1～3, 10～69, 78～81, 86～96, 103, 104, 106～150, 153, 157, 159, 168～170, 176, 180～216, 219, 223～228, 242～244, 246～251, 253～255, 266, 317～321, 324～374, 376, 381. 383～423, 427～437, 439, 441～447, 453, 464～468, 478～503, 506, 512, 514～520, 522～528, 531, 536～540, 543～564, 567, 582～587, 597～608, 621, 624, 625, 643, 655～662, 669, 671～696, 703～730, 737～741, 743, 748～752, 755～760, 769, 772～774, 778～785, 797	41, 682. 72

第2 (略)

Ⅳ～Ⅴ (略)